

れいわ新選組としての「全体会議」への意見表明

令和 8 年 4 月 15 日

れいわ新選組

れいわ新選組は、2024 年 5 月の全体会議でも申し上げたとおり、天皇制のあり方や皇位継承の問題について、党内で幅広く自由に議論しております。

ただし、これまでも述べたとおり、天皇制のあり方や皇位継承の問題について国内で世論が二分されている中で、それに目を奪われ、本当に喫緊の課題である、大多数の国民が望む経済政策への議論がおざなりになることを懸念しております。

私たちの基本的な考えは、2024 年当時とは変わっておりません。

日本国憲法第 1 条は、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」と規定しています。

そのため、政府の側が、議論を有識者会議だけではなく、主権者である国民の幅広い議論に委ねる努力を真摯に行ったのかという点について、私たちは当時から疑問が残ると申し上げてきました。

その際、内閣官房・内閣総務官室へのヒアリングを行い、いくつかの点について問い合わせをしておりました。

まず、有識者会議の位置づけについて、「行政府が附帯決議を受けて有識者会議のみに議論を委嘱し、幅広い国民の声を聴取する仕組みを設けずに、限られた有識者の中で検討を行うようにした理由」を伺いました。

これに対する政府の回答は、「行政府がそのように判断したということだが、過去の 2012 年、民主党野田政権の際の皇室制度をめぐる議論では、有識者に論点整理をしてもらったのち、その論点整理について幅広くパブリックコメントを行っている実績はある。事実関係でいえば、今回はパブリックコメントは行っていない」というものでした。

また、「政府は皇位継承や皇室のあり方について世論調査を行ったことがありますか。行っているとすればいつか。新聞社などの調査は見ますけれども、政府として意識調査を行っているかどうか」と、政府が国民の皇位継承問題について意識調査を行っているかどうかをうかがいました。

この問いに関する回答は、「皇室に関する問題では、政府は世論調査を行った実績は戦後存在していないと把握している」ということでした。その理由として、「皇室についても、その他の分野で幅広く政府広報で行っているような世論調査を行うことは、理論上は排除されないが、人気投票にならないようにするなどの一定の配慮は必要であると思われる」との回答でした。

そして、「皇室の基本的人権の在り方についての議論はどうなっていますか」と伺いました。回答は、「宮内庁で整理したものがあるかも含め、政府は把握していない」というものでした。

これらの点について、今回の全体会議の再開催にあたって、改めて去る今年4月6日に内閣総務官室に変更がないかを確認したところ、変更はないということでした。

2024年から2年近くが経過しました。改めて申し上げたいのは、政府が、この問題について議論を、限られた有識者会議だけではなく、主権者である国民の幅広い議論にゆだねる努力を行ってきたのか、という点です。議論の枠組みを一方的に規定される中で行われたこの間の衆参議長主宰の全体会議や、各党の個別意見聴取を中心に行なったこの2年間の議論も、同様の問題を抱えていると考えます。

確かに国会議員は主権者の意思を代弁する存在です。しかし、憲法第1条に規定されている皇室の位置づけについて議論を行う場合には、より幅広く、開かれた議論を行うべきであったのではないかと考えます。

したがって、大前提として、単に政府の有識者会議の立場を前提にした議論を継続するのではなく、国民的議論を行うための仕切り直しを行うべきだ、というのが私たちの意見です。

(まとめ)

政府の有識者会議の報告を前提にした状態での立法府、すなわち国会の側の意見集約は、なし崩しで危険と言わざるを得ないというのが私たちの考えです。

事実、24年以降、25年も議論が行われてきたが、議論の集約には至っていません。これは手法に問題があったと言わざるを得ません。

あくまで報道機関の世論調査ですが、女性天皇については約6割～9割近くが認めるという結果も出ています。時期によって揺れはあるものの一貫した傾向です。

しかし、この論点については有識者会議の報告を受けた、これまでの全体会議でも直接的なテーマにはなっていません。報道機関の世論調査との乖離が依然として残っている中で、強引に意見を集約することは、後に禍根を残すのではないかというのが私たちの考えです。

従いまして、両院議長には、「そもそもの有識者会議の論点設定自体に問題があった」との前提のもと、国民的議論を行うための仕切り直しを行うべきと申し上げます。

以上、わが党としては、改めてそのように申し上げます。

以上